FAO/WHO 合同食品規格計画

第31回 コーデックス総会

日時 : 2008年6月30日(月)~7月4日(金)

場所 : ジュネーブ (スイス)

仮議題

第1章	はじめに	
1.	議題の採択、議事運営	
2.	第60回、61回執行委員会の報告	
第2章	手続き等に関する案件	
3.	手続きマニュアルの修正	
第3章	コーデックス規格と関連文書	
4.	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付	
	してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出	
	されたものを含む)	
5.	ステップ 5 の規格原案と関連文書	
6.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止	
7	コーデックス規格と関連文書の修正	
8.	新規作業及び作業中止の提案	
第4章	計画及び予算に関する事項	
9.	財政及び予算に関する事項	
10.	コーデックス委員会の戦略的計画	
第5章	方針及び一般問題	
11.	コーデックス委員会及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作	
	業に対する FAO/WHO 合同評価の実施	
a)	全般的な実施状況	
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証	
12.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項	
13.	コーデックス委員会と他の国際組織との関係	
14.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基	
	金	

15.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項
第6章	選出と指名
16.	コーデックス委員会議長・副議長の選挙
17.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第7章	その他の事項
18.	その他の作業
19.	報告書の採択

第31回コーデックス総会主要検討議題

仮議題 4. Part 1. ステップ 8、5/8 及び 5 (迅速化手続き) の規格案及び関連文書

<汚染物質部会(CCCF)>

- 仍架物員部云(しししド) /	
事項	概要
植物たんぱく質酸加水分解物(酸	酸-HVP を含む液体調味料について、植物性たん
ーHVP) を含む液体調味料(本醸	ぱくを酸加水分解する工程で生じるクロロプロ
造しょうゆを除く)における3-	パノール類の一種である 3-MCPD の最大基準値
クロロプロパンジオール	を 0.4mg/kg とするもの。
(3-MCPD)の最大基準値案	
	←原案を支持する方向で対処したい。
酸-HVP 及び酸-HVP を含む製	
品の製造過程における 3-MCPD	酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程にお
の低減に関する実施規範案	ける 3-MCPD を低減させるための実施規範案。
ルま ナキロバニノキにおけてよ	
小麦、大麦及びライ麦におけるオ	小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシンA
クラトキシン A の最大基準値案	について、最大基準値を 5 μg/kg とするもの。
加工用及び直接消費用アーモン	加工用及び直接消費用アーモンド・ヘーゼルナ
ド、ヘーゼルナッツ及びピスタチ	ッツ・ピスタチオ中のアフラトキシンについて、
オにおける総アフラトキシンの	加工用については 15 μg/kg 、直接消費用につい
最大基準値案	ては 10 μg/kg の最大基準値を設けるもの。
加工用及び直接消費用のツリー	加工用及び直接消費用のツリーナッツ(アーモ
ナッツ(アーモンド、ヘーゼルナ	ンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ)中の総
ッツ、ピスタチオ)におけるアフ	アフラトキシンを分析するためのサンプリング
ラトキシン汚染のためのサンプ	プラン。加工用については、20kg×1 サンプル、
リングプラン原案	直接消費用については、10kg×2サブサンプルを
	採取することを求めているもの。
乾燥いちじくにおけるアフラト	乾燥いちじくのアフラトキシン汚染の防止及び
キシン汚染の防止及び低減に関	低減のための実施規範原案。
する実施規範原案	

<食品添加物部会(CCFA)>

事項	概要
食品添加物に関するコーデック ス一般規格(GSFA)の食品添加 物条項	29 の食品添加物に関する条項案及び原案の最終採択を諮るもの。

GSFA 食品分類システムのうち、大豆製品の適切
な配置及びファットスプレッド規格と分類番号
02.2 (fat emulsions mainly of type water-in-oil) Ø
整合性を図るため食品分類システムを改訂する
$\dagger_{0}\mathcal{O}_{0}$
←原案を支持する方向で対処したい。
香料の使用のためのガイドライン。
コーデックス分類名及び INS の改訂案。
FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
による評価が終了した食品添加物等に国際番号
を割り当てるもの。
第 68 回 JECFA で決定した新規・改訂食品添加物
規格。

<魚類・水産製品部会(ССГГР)>

事項	概要
魚類・水産製品に関する実施規 範案(活・生鮮二枚貝、ロブス ター及び関連文書)	魚類・水産製品に関する実施規範案のうち、活・ 生鮮二枚貝に関する項(セクション7)、ロブスタ ー(セクション13)及びその定義に関する事項。
活及び生鮮二枚貝規格案	活及び生鮮二枚貝の規格。「衛生および取扱い」の規定のうち、微生物規格は食品衛生部会(CCFH)の承認を得ることとされている。

事項	概要
トマトの規格案	直径によるサイズコードに加え、パッケージ内の
	玉揃えや、輸入国側の規定に基づいて、個数、重
	量等の方法を用いることも、サイジングの際の選
	択肢として含めることとされた。
ビターキャッサバの規格案	ビターキャッサバに含まれるシアン化水素の値
	と調理方法について、それぞれ汚染物質及び表示
	の記述を改めた。
	改めた記述については、CCFLの承認は受けてい
	ない。

事項	概要
乳幼児用調製粉乳に関する衛生	全ての調製粉乳製品を対象とした適正衛生規範
実施規範原案	を主体とする本体文書、12ヶ月齢以下の乳児を
	対象とした Annex I、12 ヶ月齢以上の幼児用調整
	粉乳等(Follow-up formula, Formula for special
	medical purposes for young children) を対象とした
	Annex II、及び、サルモネラ属菌、E. sakazakii、
	腸内細菌科(Enterobacteriaceae)の高度衛生区域
	(High hygiene processing area)のサーベイランス
	法の確立のためのガイダンスを定めた Annex III
	から成る衛生実施規範原案のうち、6-12ヶ月齢の
	乳児のリスクについて FAO/WHO が再評価を行
	った上で再度検討することとされた Annex II 以
	外の部分。
食品安全管理手法の妥当性確認	定めようとする食品衛生管理方法の適否につい
に関するガイドライン原案	て、その妥当性を評価する手法に関するガイドラ
	イン原案。
微生物学的リスク管理の実施に	微生物リスク評価の結果を活用し、食品安全目標
関する原則及びガイドラインの	値(FSO)、達成目標値(PO)、達成規準(PC)等の概
微生物学的リスク管理メトリッ	念を取り入れて、微生物学的リスク管理を実施す
クス(数的指標)に関する指針に	る方法に関するガイドライン原案。
おける付属文書原案	

<食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)>

事項	概要
食品の検査認証に係る衛生措置	親文書 (CAC/GL 53-2003) の内容を補強するも
の同等性評価に関するガイドラ	のとして、①同等性評価に当たり事前に考慮すべ
イン(CAC/GL 53-2003) の付属文	き事項、②評価対象とする措置の設定、③輸入国
書原案	が輸出国に関して持つ経験・知識・自信の位置付
	け、④同等性評価のための要請文書に盛り込むべ
	き事項、⑤比較のための客観的根拠(OBC)の位
	置付け等が取り上げられている。

<食品表示部会(CCFL)>

事項	概要
有機食品の生産、加工、表示及	キウイ、バナナの収穫後の追熟のため、エチレ
び流通に関するガイドライン修	ンの使用を可能とする文言を「有機生産の原則」
正案:付属書1(キウイ、バナ	に追加するもの。
ナに対するエチレンの使用	
	←原案を支持する方向で対処したい。
包装食品の表示に関する一般規	包装食品に含まれる原材料の量に関して、その
格の修正案:原材料の量に関す	量が包装で強調されている場合等の原材料表示
る表示	の規定について改訂をおこなうもの。

栄養及び健康強調表示に関連す る広告の定義案(栄養及び健康	←原案を支持する方向で対処したい。 栄養及び健康強調表示ガイドラインに、脚注と して、広告の定義を追記するもの。
強調表示の使用についてのガイ ドライン改訂案)	

<乳・乳製品部会(CCMMP)>

事項	概要
乳・乳製品の輸出証明書モデル	輸入国は輸出国に対し、輸出証明書に求められ
案	る事項について事前に情報提供すべき、との記
	述が追加された。
クリーム・調整クリーム規格の	クリーム・調整クリーム規格における添加物リ
添加物リスト修正原案	スト修正原案。

<栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)>

事項	概要
グルテン不耐症患者のための特別用途食品のコーデックス規格	小麦不耐症患者及びセリアック病患者の為の病 者用食品に関して、グルテンフリー食品、低グ
改訂案	ルテン食品等、表示するための規準を定めるも の。
乳児及び年少幼児向けの特別用	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用さ
途食品に使用される栄養素配合	れる栄養素の純度条件及び用途についてのリス
物の推奨リスト改訂案	トの改訂案。

<ナチュラルミネラルウォーター部会(CCNMW)>

事項	概要
ナチュラルミネラルウォータ	2004 年に WHO 飲料水質ガイドラインが改訂さ
一の規格のセクション 3.2 及び	れたことを受け、ナチュラルミネラルウォーター
6.3.2 の修正原案	の規格における特定の健康関連物質に対する基
	準値について、再度検討を行い、いくつかの基準
	値について修正を行うもの。

<残留農薬部会(CCPR)>

事項	概要
農薬最大残留基準値(MRL)案	第 40 回 CCPR で審議された 6 農薬の MRL 案。
農薬最大残留基準値(MRL)原 案	第40回 CCPR で審議された18 農薬のMRL 原案。

<動物用医薬品部会(CCRVDF)>

-t	Laur
 	TP14 CFC
1	

動物用医薬品の MRL 案	17 th CCRVDFにおいて、コリスチン(牛・羊・山
	羊・豚・鶏・七面鳥・ウサギの組織、牛・羊の乳、
	鶏卵)及びラクトパミン(牛・豚の組織)につい
	てステップ8、エリスロマイシン (鶏・七面鳥の
	組織) についてステップ 5/8 で合意されたもの。

<バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) >

事項	概要
組換えDNA動物由来食品の	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に
安全性評価の実施に関するガ	関するガイドライン。
イドライン原案	
組換えDNA植物由来食品の	栄養又はヒトの健康に資する組換え DNA 植物由
安全性評価の実施に関するガ	来食品の安全性評価の実施に関するガイドライ
イドライン付属文書原案:栄養	ン。
又は健康に資する組換え DNA	
植物由来食品の安全性評価	
組換えDNA植物由来食品の	各国の承認状況の違いから、ある国で承認された
安全性評価の実施に関するガ	組換え DNA 植物が、未承認の国で食品中に微量
イドライン付属文書原案:微量	に存在した場合の安全性評価の実施に関するガ
に存在する組換え DNA 植物の	イドライン。
安全性評価	

<急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する特別部会(TFQFF)>

事項	概要
急速冷凍食品の加工及び取扱	構造的又は本質的な変更は行われず、対象品日及
いに関する国際実施規範の改	び範囲を広くするほか、温度及び温度管理の手順
訂原案	について、修正がなされた。

Part 2. 採択に掛けられる規格及び関連文書

<食品添加物部会(CCFA)>

事項	概要
食品添加物に関するコーデック	GSFAの表3に記載された機能分類と発酵乳規格
ス一般規格(GSFA)の付属文書	(CODEX STAN 243-2004)の添加物条項とに差異
表3の修正	が見られるため、GSFA表3の別表に「表3の酸味
	料、充填ガス及び保存料は、食品分類カテゴリ
	一01.2.1.2「発酵乳(プレーン)、発酵後加熱処理
	済み」に対応するコーデックス規格「発酵乳」
	に該当する、発酵後に加熱処理した発酵乳に使
	用可能である。」との脚注をつけるもの。

GSFA の着色料条項の修正	食品分類 04.1.1「生の果物」、04.2.1「生野菜(マッシュルームおよびキノコ類、根菜および塊茎菜、マメおよびマメ類、およびアロエベラを含む)、海草および種実類」、08.1「生の獣肉、鶏肉および野生の鳥獣肉」、09.1「軟体動物、甲殻類、および棘皮動物を含む生魚および魚製品」、および関連する下位分類について、注釈 4「製品のデコレーション、スタンピング、マーキングまたはブランディング用」および注釈 16「果物、野菜、肉、または魚のつや出し、コーティング、またはデコレーション用」を追加したもの。

<分析・サンプリング法部会(CCMAS)>

事項	概要
コーデックスにおける分析法	テヘナ関連食品規格(近東地域調整部会)、乳児 用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調 製粉乳の改訂規格、ジンセンの規格(アジア地域 調整部会)、乳・乳製品規格において規定されて いる分析法、汚染物質の分析法の分類の変更。

<乳・乳製品部会(CCMMP)>

事項	概要
乳・乳製品規格におけるアナト	乳・乳製品規格におけるアナトー抽出物の最大
一抽出物の最大基準値	基準値。
発酵乳規格の食品添加物リス	発酵乳規格における使用可能な添加物のリスト
F	について、GSFA の表 3(適正製造規範(GMP)
	の範囲で、規定された食品に使用可能な添加物
	の表)の添加物が加えられたほか、発酵乳飲料
	の欄を加える修正がなされている。

Part 3. 総会で保留されていた規格及び関連文書

<食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)>

事項	概要
牛ソマトトロピン (BST) の最 大残留基準値 (MRL) 案	BST の最大残留基準値案については、第 50 回 JECFA の評価結果に従って設定された MRL 案を 採択すべきとする意見と、other legitimate factor (その他の正当な要因) を考慮して、そもそも
	成長ホルモンについて MRL を設定すべきでない とする意見に分かれ、第 23 回総会 ('99) におい てステップ 8 で保留されたまま現在に至る。

仮議題 5. ステップ 5 の規格原案及び関連文書

<栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)>

事項	概要
栄養・特殊用途食品部会による	CCNFSDU に適用されるリスク分析の作業原則。
リスク分析原則の適用	

<乳・乳製品部会(CCMMP)>

事項	概要
複合発酵乳飲料に係る発酵乳規 格の修正原案	発酵乳規格に、「発酵乳を基にした飲料(drinks based on fermented milk)」に関する記載を加えた修正原案。発酵乳の最小含量については合意に至らず、括弧付きで[40%]とされている。 ← 原案を支持する方向で対処したい。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
分析用語に関するガイドライン	コーデックスで使用される分析用語の定義に関
原案	するガイドライン。

<汚染物質部会(CCCF)>

事項	概要
食品中のアクリルアミドの低減	じゃがいも製品及びシリアル製品におけるアク
に関する実施規範原案	リルアミドの低減のための実施規範原案。
燻製及び直火乾燥工程における	燻製及び直火乾燥工程に由来する PAH 類による
多環芳香族炭化水素(PAH)汚染	食品汚染低減のための実施規範原案。
の低減に関する実施規範原案	

<残留農薬部会(CCPR)>

事項	概要
農薬最大残留基準値(MRL)原	第 40 回 CCPR で審議された 5 農薬の MRL 原案。
案	

事項	概要
リンゴの規格原案	コンセンサスが得られなかった、硬さ、着色程度
	による等級わけ、ペスト (虫害) について、[]
	を付している。

仮議題 6. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<食品添加物部会部会(CCFA)>

事項	概要
食品添加物の一般規格(GSFA)	21 の食品添加物に関する条項について、廃止す
の食品添加物条項	る。
天然香料についてのコーデック	香料の使用のためのガイドラインが最終採択さ
ス一般要求事項	れた場合に廃止される予定。
(CAC/GL 29-1985)	
食品添加物の同一性及び純度に	Furfural((フルフラール)の規格の廃止。
関するコーデックス規格	

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要
軟体動物貝類に関して推奨され る国際衛生実施規範案(CAC/RCP 18-1978)	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション7(活・生鮮二枚貝に関する項)が最終採択された場合に廃止する。
ロブスターに関して推奨される 国際衛生実施規範(CAC/RCP 24-1979)	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション 13 (ロブスターに関する項) が最終採択された場合に廃止する。

<食品衛生部会 (CCFH)

事項	概要
1	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案が
る国際衛生実施規範(CAC/RCP 21-1979)	取於採択された場合に廃止する。

<残留農薬部会(CCPR)>

事項	概要
農薬最大残留基準値(MRL)	第 40 回 CCPR で審議された、13 農薬の MRL に
	ついて廃止する。

仮議題 8. 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

一新規作業一

< 残留動物用医薬品 (CCRVDF) >

事項	概要
JECFAによる評価又は再評価を	JECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)
必要とする動物用医薬品の優先	による評価もしくは再評価をされるべき動物用
リスト	医薬品の優先リストを作成するもの。

イダンス

人の健康に関する特定の懸念の | JECFA で毒性学的懸念から ADI/MRL を設定でき ためJECFAがADI/MRLを提案 ない動物用医薬品について、CCRVDF としてリ できない動物用医薬品について、スク管理のアドバイスを示すために、リスク管理 のリスク管理に関する提案/ガーの提案/ガイダンスを作成する作業を提案する もの。

<抗菌剤耐性に関する特別部会(TFAMR)>

1)「国生に対するがかは天(1	
事項	概要
食品由来の抗菌剤耐性菌に係る	食品や飼料に存在したり、食品や飼料を介して感
科学に基づいたリスク評価ガイダ	染する抗菌剤耐性の微生物及び耐性因子に関し
ンス	て、JEMRA 及び/又は国及び/又は地域が、ヒトの
	健康への潜在的なリスクを評価するに当たって
	のガイダンスを作成する新規作業。
	 ←原案を支持する方向で対処したい。
食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ	国及び/又は地域のためのリスク管理ガイダンス
込めのためのリスク管理に関する	を作成する新規作業。選択したリスク管理オプシ
ガイダンス	ョンが効果的であるかについて、どのように測定
	又はモニターするかに関してもガイダンスに含
	める。
	←原案を支持する方向で対処したい。
リスク評価及び管理に係る食品	抗菌剤耐性に関する食品安全問題の特定、リスク
由来の抗菌剤耐性菌の優先付け	プロファイルに必要なデータや食品由来の抗菌
のためのリスクプロファイリング	剤耐性微生物にかかるリスクについての優先順
に関するガイダンス	位付けに関してのガイダンスを作成する新規作
	業。
	←原案を支持する方向で対処したい。
	、原来で入打する月門で別定したと。

<食品衛生部会(CCFH)>

事項	概要
生鮮果実・野菜に関する衛生実 施規範の個別付属文書	「生鮮果実・野菜に関する衛生規範」に関して、 緑色葉野菜に特化した付属文書。
海産食品中のビブリオ属菌に関する衛生実施規範	海産食品中のビブリオ属に関する衛生実施規範を作成する作業。日本が座長国を務める物理的作業部会が既に開催され、次回 CCFH における検討のための原案の作成が行われたところ。 ← 原案を支持する方向で対処したい。

<栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)>

=== e3?	4407
14.	1
P 2	196.女

栄養表示に関するガイドライン	一般集団又及び乳幼児を対象とした栄養参照量
に記載されている栄養参照量の	(NRV)策定のための全般的なガイドラインを作
改訂案	成するもの。まず一般集団に対する NRV の全般
	的なガイドラインを作成して NRV の見直しを検
	討し、次に、一般集団に対するガイドラインに基
	づいて乳幼児を対象とするガイドラインを作成
	し、NRV を設定することとされている。

<食品輸出入・検査認証制度(CCFICS)>

事項	概要
海外監査団による検査の実施の	輸出国の措置を評価する手段として行われてい
ためのガイドライン	る、輸入国による海外現地調査、査察又は検査に
	ついて、その原則及びガイドラインを策定するも
	\mathcal{O}_{\circ}
公的証明書の様式と証明書の作	「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行の
成及び発行のためのガイドライ	ためのガイドライン(CAC/GL 38-2001) の Annex
ン (CAC/GL 38-2001) の付属文	として、あらゆる品目タイプに適用し得る衛生証
書:衛生証明書の一般様式	明書の一般的モデルを作成するもの。

<分析・サンプリング法部会(CCMAS)>

事項	概要
バイオテクノロジー応用食品の	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関
検出と同定に関する分析法の規	する分析法の規準について、ガイドラインを作成
準に関するガイドライン	するもの。
測定の不確かさについてのガイ	「測定の不確かさについてのガイドライン」
ドラインの改訂	(GL54-2004)に対する注釈として、ガイダンスを
	作成するもの(必要に応じて GL54 の一部を改訂
	する)。

<汚染物質部会(CCCF)>

事項	概要
JECFA により評価される汚染物	DON,フラン、過塩素酸塩に加え、3-MCPD エス
質、天然毒素の優先リスト	テルが新たに優先リストに追加された。
ブラジルナッツ中の総アフラト	ブラジルナッツ中の総アフラトキシンの最大基
キシンの最大残留基準値	準値原案の作成。
コーヒー中のオクラトキシン A	コーヒー中のオクラトキシン A 汚染の防止及び
汚染の防止及び低減に関する実	低減に関する実施規範原案の作成。
施規範	

<残留農薬部会(CCPR)>

事項	概要	
結果の不確かさの推定法の適用	第 29 回総会で採択された分析結果の不確かさの	

に関する討議文書	推定法に関するガイドラインに関して、残留農薬
	分析に特化したガイダンスを作る必要があるこ
	とから、同ガイドラインを改定するもの。現在、
	CCMAS でも同様の検討が行われていることか
	ら、その作業との関係についての議論がなされる
	可能性がある。
農薬の優先リスト(新農薬の追	2013 年度までの評価依頼優先リスト案(再評価
加、定期見直し中の農薬)	されるべき農薬も含む)についての作業。
CCPR に適用するリスク分析の	「CCPR に適用するリスク分析の原則」と「JMPR
原則の改訂	によって評価される農薬の優先度決定のための
	規律」及び「MRLs の定期的再評価の手続き」の
	重複や矛盾を整理し改定するもの。

<食品添加物部会(CCFA)>

事項	概要
JECFA による評価のための食品	JECFA による評価を求める食品添加物について
添加物優先リスト	の優先リストの作成
加工助剤の使用に関するガイド	加工助剤の使用について、安全な使用のための一
ライン	般原則、加工助剤の技術的分類等を含むガイドラ
	インの作成。

<食品表示部会(CCFL)>

、及曲数が開去(CCTL)/	
事項	概要
有機食品に関するガイドライン	我が国が準備した、魚毒性の強いロテノン(デリ
改訂原案(ロテノン)	ス根に含まれる殺虫目的で使用する資材)を、有
	機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイ
	ドラインの使用許可資材から削除するか、または、
	使用に際しては水系に入らないよう限定すること
	との注釈を追加するもの。
	←原案を指示する方向で対処したい。
栄養表示に関するガイドライン	WHO の戦略に基づく栄養素成分リストの拡大、栄
改訂原案(FAO 及び WHO から	養強調表示の義務化するための問題点等を把握す
の付託事項:食事、運動及び健	るとともに、表示の読みやすさに関する規準及び
康に関する WHO の世界的な戦	原則を策定するもの。
略)	

事項	概要
ドリアンの規格	ドリアンの規格の策定。
チリペッパーの規格	チリペッパーの規格の策定。
ツリートマトの規格	ツリートマトの規格を策定。
アボガドの規格改訂	現行の品質及びサイズの規定が現状と合わないた

め、これを見直すもの。

<ナチュラルミネラルウォーター部会(CCNMW)>

事項	概要
規格(CODEX STAN 108-1981)	
の修正	水素及び微生物の最大残留基準値を検討するも の。

ー作業の中止ー

<食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)>

事項	概要
	ブラックタイガー及びその他のエビ類における
エビにおける Flumequine (フル	フルメキンの使用状況等について各国に情報を
メキン)の最大残留基準値	求めたところ、提案国であるタイ王国を含め使用
(MRL)案	実態がないことが確認されたことから、検討を中
	止する。

<食品衛生部会(CCFH)>

事項	概要
卵及び卵加工品の衛生実施規範	卵及び卵加工品の衛生規範の附属文書について
の付属文書:殺菌液卵-リスク	PO(達成目標値)の例示が必要か否か検討した
管理における食品安全メトリッ	結果、その必要性が認められなかったため、作業
クスの適用	を中止する。

<残留農薬部会(CCPR)>

事項	概要
農薬最大残留基準値案及び原 案	13 農薬の MRL 案の策定作業を中止する。

<食品添加物部会(CCFA)>

事項	概要
食品添加物に関するコーデック ス一般規格 (GSFA) の添加物条 項に関する作業	50 の食品添加物に関する条項について、作業を中止する。

<食品表示部会(CCFL)>

事項	概要
有機食品の生産、加工、表示及	亜硝酸塩、リン酸塩及びアスコルビン酸を追加する
び流通に関するガイドラインの	作業を中止する。

修正-付属文書2	(使用可能な	
資材) の改訂		

事項	概要
生鮮果実・野菜の品質に関する	先の部会で、検討中の CCFICS の規格及び既存の
検査・認証のためのガイドライ	OECD の規格で目的が達成できるとして、作業を中
u	止する。